

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	水道局
監査の種類	令和3年度 定期監査（3監第100号 令和4年3月24日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和4年6月14日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 収入事務において、債権管理台帳が整備されておらず、督促が行われていない例が認められた。	令和4年 6月14日
2 契約事務（その1） 業務委託に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。また、いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていなかった。	令和4年 6月14日
3 契約事務（その2） 契約事務において、設計書に基づく予定価格の設定が行われておらず、起案書において随意契約の理由等が明確にされていない例が認められた。	令和4年 6月14日
4 契約事務（その3） 契約事務において、契約書に契約保証金に関する事項の記載がない例及び契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。	令和4年 6月14日

是正改善を要する事項	措置した内容等
1 収入事務 収入事務において、債権管理台帳が整備されておらず、督促が行われていない例が認められた。 ※ 電柱等設置に係る過年度分の行政財産使用料について、指定した納期限である令和3年5月20日を過ぎても債務を履行しない者に対しては、市水道事業会計規程第43条の規定に基づき、納期限経過後30日以内（同年6月19日まで）に督促状を発送しなければならないが、市債権管理条例施行規則第2条に定める事項を記載した台帳が整備されておらず、収納日（同年7月6日）までの間、督促が行われていなかった。 （総務課）	〔指摘事項が発生した原因〕 債権管理台帳を整備せず、督促状を発送すべきところ電話による催告を行っていたことについては、事務処理を行う上で市水道事業会計規程等の理解が不十分であったことによるものです。 〔措置した内容〕 「行政財産使用料に係る債権管理台帳」を整備し、局内で行政財産使用許可事務を行っている課等に周知を行いました。今後は、収納状況を適宜確認しながら必要に応じて督促等を行うなど、適切に債権管理を行っていきます。
2 契約事務（その1） 業務委託に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。また、いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていなかった。 ※ 水道料金等のコンビニエンスストア収納事務委託契約（契約期間：平成16年5月17日から平成17年3月31日まで）については、契約期間満了の3ヶ月前までに解除の申し入れをしない場合、契約期間を1年間延長し、以後も同様とする契約としている。 翌年度以降にわたる契約を締結するには、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定しておくか、市長期継続契約に関する条例第2条に規定する長期継続契約を適用し、次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除す	〔指摘事項が発生した原因〕 契約事務についての認識不足により、水道料金等のコンビニエンスストア収納事務委託の契約において、平成16年当初に契約期間を自動更新する契約を締結し、その後も債務負担行為の設定を行うことなく契約期間を延長したことによるものです。 さらに、当初の契約締結後に制定された関係条例等に基づき、長期継続契約の適用が可能となり、また、局の契約から暴力団を排除するための措置を講じる必要も生じましたが、これまで未対応となっていたものです。 〔措置した内容〕 契約内容を精査し「条件付解除条項」及び「暴力団等の排除に関する条項」を追記するなどして、令和4年3月29日付で2年間の長期継続契約（いわき市水道料金等収納代行業務委託）を締結しました。

是正改善を要する事項	措置した内容等
る旨のいわゆる「条件付き解除条項」を契約書に設ける必要があるが、いずれの措置も講じられておらず、市水道局長期継続契約事務取扱要綱第2条第1項第2号の規定に基づく適切な契約期間の設定も行われていなかった。 また、市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。 (営業課) 3 契約事務（その2） 契約事務において、設計書に基づく予定価格の設定が行われておらず、起案書において随意契約の理由等が明確にされていない例が認められた。 ※ 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、市水道局契約規程第21条に基づき、同第9条の規定に準じ仕様書、設計書等により予算の範囲内で予定価格を決定し、予定価格書を作成しなければならない。水道料金等のスマホ決済収納業務委託に係る契約事務については、コンビニエンスストア収納事務委託契約の受託者と随意契約により契約を締結しているが、設計書が作成されておらず、予定価格の設定も行われていなかった。コンビニエンスストア収納事務委託契約の受託者に追加の申し込みをすることによりスマホ決済を導入する旨の意思決定を受けているものの、契約締結時の起案書において、随意契約とする根拠法	他の業務委託契約においても、今後、同様の事案が起きないように適正な管理に努めていきます。 〔指摘事項が発生した原因〕 水道料金等のスマホ決済収納業務に係る委託契約については、令和3年度において水道料金等のコンビニエンスストア収納事務委託の自動更新契約を適正化する対応方法を検討中であったため、個別に契約を行いました。が、当局が実施するスマホ決済収納業務の仕様を満たす相手先が、1事業者（コンビニエンスストア収納事務受託者）しかいなかったことから、随意契約を行うこととしたものです。 その際、相手先との協議において、水道料金等のコンビニエンスストア収納事務委託契約へ新たにサービスを追加（コンビニエンスストア事業者の追加と同義）するといった認識であったことから、設計書及び予定価格書等の作成、さらに随意契約とする根拠法令の適用号及び具体的な理由等は不要と誤認したことによるものです。

是正改善を要する事項	措置した内容等
令の適用号、具体的理由及び業者の選定理由等が明らかでなかった。 (営業課) 4 契約事務 (その3) 契約事務において、契約書に契約保証金に関する事項の記載がない例及び契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。 【事例1】 営業課 ※ 水道料金等のスマホ決済収納業務委託に係る契約事務について、市水道局契約規程第24条の規定に基づき、契約書に同第27条に規定する契約保証金に関する事項を記載しなければならないが、保証金額又は免除について記載がなかった。 (営業課) 【事例2】 浄水課 ※ 浄水発生土中間処理業務委託の契約事務においては、市水道局契約規程第28条第1項第4号を適用し契約保証金の納付を免除しているが、過去2年間の契約実績には種類や規模が異なる契約が含まれており、同号の要件を満たしていなかった。契約保証金の免除にあたっては、その根拠を明らかにしたうえで決定する必要がある。	〔措置した内容〕 令和4年3月29日付で締結したいわき市水道料金等収納代行業務委託に含めた契約としました。 他の業務委託契約においても、今後、同様の事案が起きないように適正な管理に努めていきます。 【事例1】 〔指摘事項が発生した原因〕 契約事務についての認識不足により、契約保証金に関する事項を記載せず契約書を作成し契約を締結したことによるものです。 〔措置した内容〕 令和4年3月29日付で締結したいわき市水道料金等収納代行業務委託契約において、契約保証金に関する事項についても記載しました。 他の業務委託契約においても、今後、同様の事案が起きないように適正な管理に努めていきます。 【事例2】 〔指摘事項が発生した原因〕 浄水発生土に関連する業務との解釈で、処理業務と運搬業務を同種業務実績と捉えてしまったことによるものです。 〔措置した内容〕 令和4年度の浄水発生土中間処理業務の委託契約を令和4年4月6日に締結しましたが、契約保証金の納付については、過去2年

是正改善を要する事項	措置した内容等
(浄水課)	間の同種同規模の業務実績があることから、市水道局契約規程第 28 条第 1 項第 4 号を適用し、免除としたところです。 他の業務委託契約においても、今後、同様の事案が起きないように適正な管理に努めていきます。